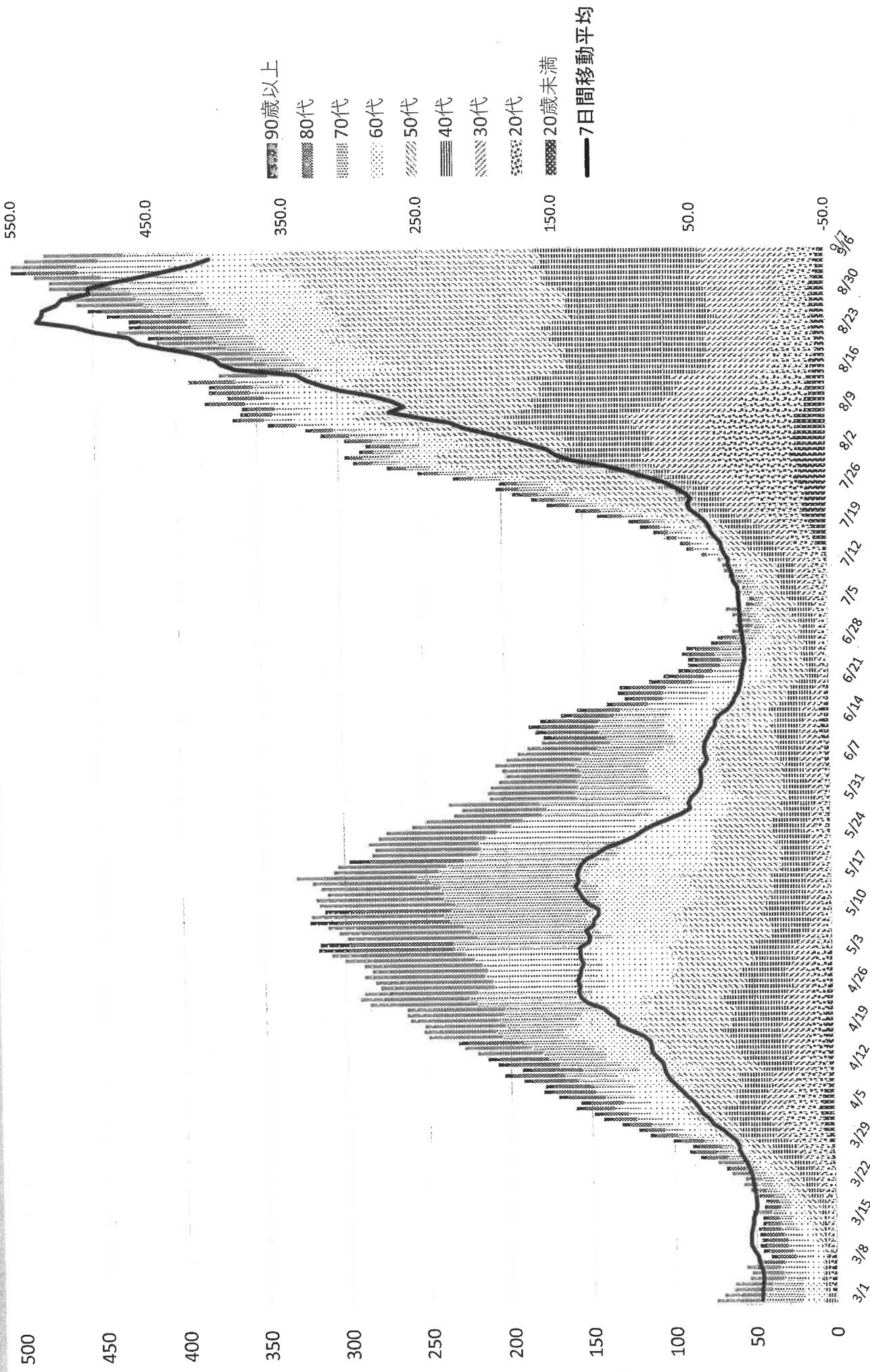
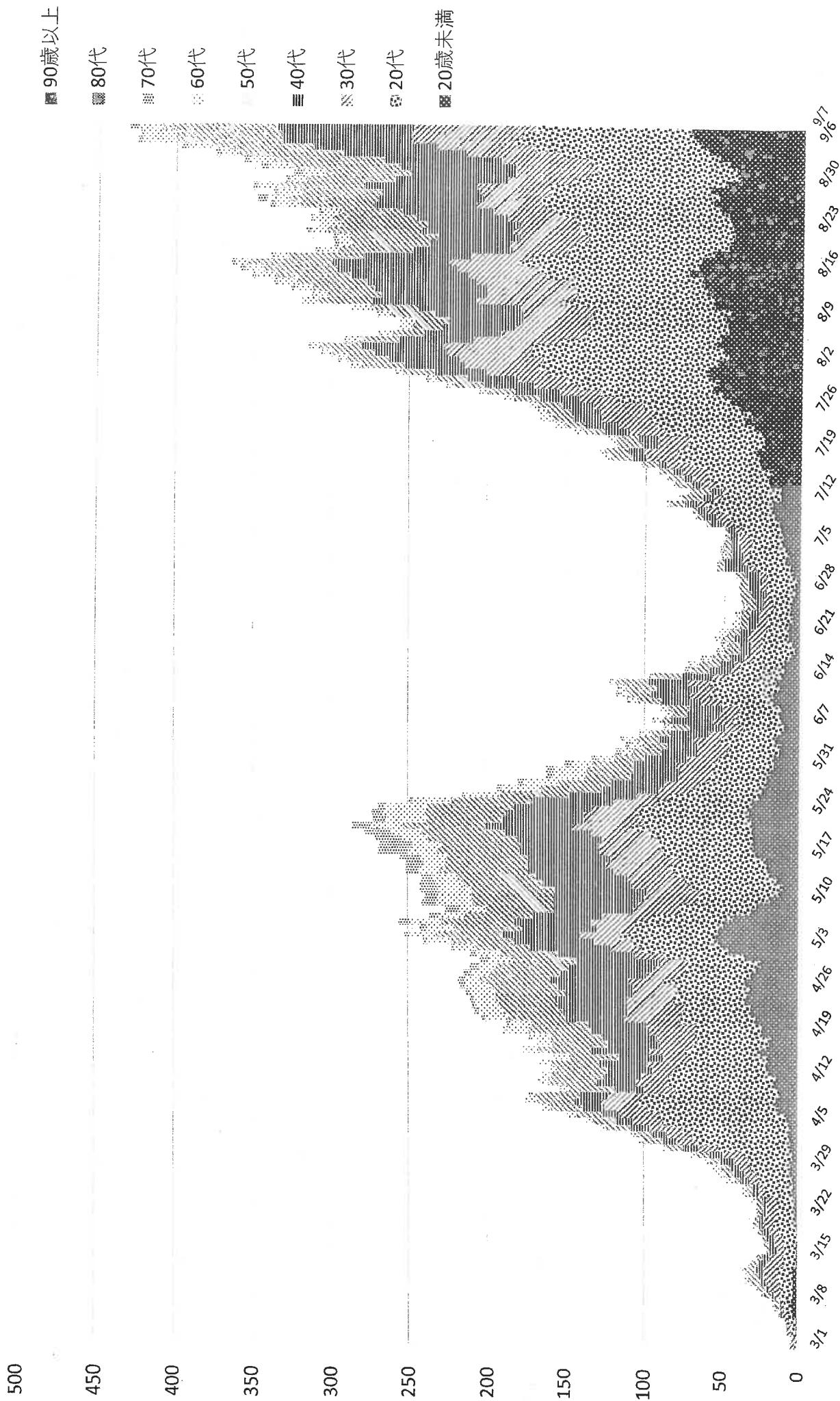


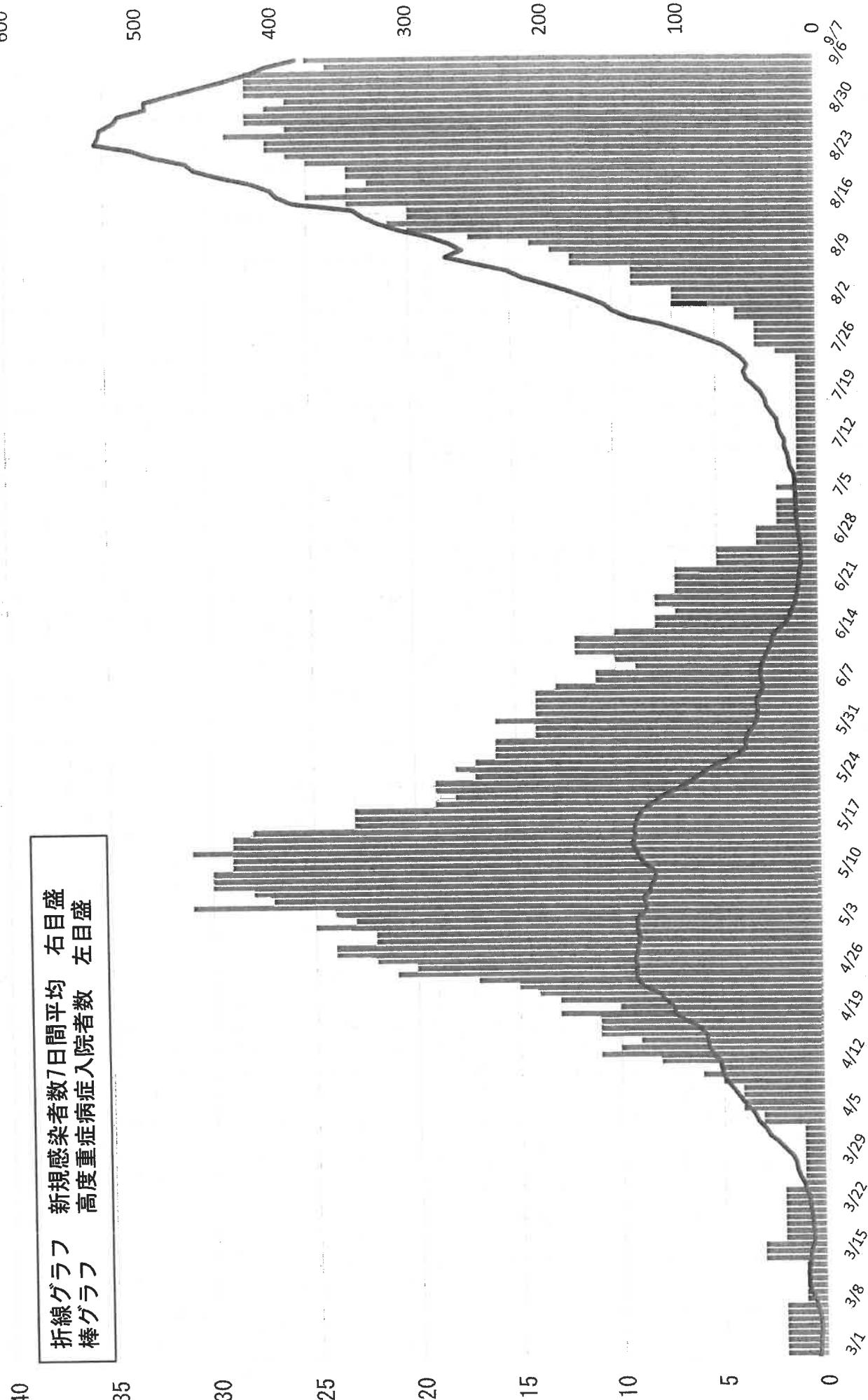
入院患者の年代別状況



宿泊療養者の年代別状況



高度重症病床入院者数の推移



国分科会モニタリング指標の状況

医療提供体制等の負荷			感染の状況		
①病床のひつ迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
入院病床 確保病床の使用率 〔すぐに使用できる病床〕	重症者用病床 確保病床の使用率 〔高度重症病床〕	人口10万人あたりの全療養者数 (人)	週平均 (人)	人口10万人あたり1週間の合計数値 (人)	週平均
ステージIII (ステージIV)	20% (50%)	40% (25%)	20% (50%)	5% (10%)	15 (25) (同上)
京都府 9月7日	74.5% ／644床 78.2% ／614床	10.6% ／4516 480 ／療養者数 87 ／152床 56.8% ／25 ／44床	57.2% ／174.84	16.0% 103.60	60.5%

注1 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」：内閣官房 2021年4月15日

注2 高度重症病床(44床)の重症者数には、高度重症病床において、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助(ECMO)による管理が必要な方を計上しています。

注3 重症病床(152床)の重症者数には、高度重症病床の重症者として計上している方(25名)に加え、重症病床に入院後に人工呼吸器管理が必要になり、引き続き重症病床で療養している方(1名)が含まれています。

注4 入院率については、人口10万人あたりの全療養者数が10人以上の場合に適用します。

京都府における緊急事態措置(案)

令和3年9月9日改定

京都府

緊急事態措置の改定

8月20日から実施している緊急事態措置について、9月30日まで期間を延長する。

参考(9月13日以降の要請内容)

京都府緊急事態措置の概要

I. 区域 京都府全域

II. 期間 令和3年8月20日から令和3年9月30日まで

III. 実施内容

1. 外出の自粛等
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等事業者への要請
5. 公共交通機関等への働きかけ

※国から別途通知される取扱を踏まえ実施する

III 実施内容

1 外出の自粛等

(特措法第45条第1項)

- 急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

(特措法第24条第9項)

- 医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- 発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。
- ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。
- 公共交通機関を利用する場合、車内で会話を控えること。
- 職場等において、体調に不安のある従業員に対する休みやすい環境づくりを推進すること。

2 催物(イベント等)の開催制限

(特措法第24条第9項)

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 収容定員の50%以内

収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの距離(1m)を確保

【開催時間】 21時まで

人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、事前に京都府相談窓口へ相談すること

3 施設の使用制限等

(1) 飲食店等への要請 (特措法第45条第2項)

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 遊興施設※(接待を伴う飲食店等)で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。)又は カラオケ設備を提供する場合	施設の休止
		酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 5時から20時まで

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、感染防止対策の徹底や入場整理、酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象

【営業にあたっての要請事項】

(特措法第45条第2項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置、施設の消毒及び換気の実施
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由がなくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場の禁止(入場済みの者の退場を含む)
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止対策の実施

(特措法第24条第9項)

- ・CO2センサーの設置
- ・感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)

(法に基づかない働きかけ)

- ・感染防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知

(2) 飲食店以外の施設への要請

① 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- ・1,000m²超の大規模商業施設の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- ・百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。
- ・1,000m²超の大規模商業施設以外の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。

(1,000m²以下は、働きかけ)

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・発熱その他の症状を呈している者の入場を禁止すること。
- ・土日における生活必需物資のバーゲンセール等集客を目的とした催し物開催を自粛すること。
- ・感染防止のための「入場者の整理等」の実施状況をホームページ等で広く周知すること。

②商業施設等

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000m ² 超	1000m ² 以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	(特措法第24条第9項)	(法に基づかない働きかけ)
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	・営業時間短縮 5時から20時まで	・営業時間短縮 5時から20時まで
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。	・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。
④サービス業を営む施設(生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

③イベント関連施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	(特措法第24条第9項) 人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ただし、イベント開催以外の場合 1,000m ² 超:20時までの営業時間短縮要請 1,000m ² 以下:20時までの営業時間短縮働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	(特措法第24条第9項) 人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1,000m ² 超:20時までの営業時間短縮要請 1,000m ² 以下:20時までの営業時間短縮働きかけ ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛(45条2項) ・営業時間短縮(5時から20時まで)(45条2項) (法に基づかない働きかけ) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内のいざれか小さい方での開催
⑦葬祭場	葬儀場	(法に基づかない働きかけ) ・酒類提供の自粛

(府の施設の取扱い)

別紙2の府民利用に供する府立施設等については利用を休止(併設する駐車場を含む)する。(ただし、既に利用計画があり代替施設での開催が困難なイベントは除く。)

(3)その他(特措法第24条第9項)

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	・感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあたって感染防止策を徹底。別紙1に留意
③図書館	図書館	(法に基づかない働きかけ) ・適切な入場整理
④商業施設	コンビニ、ガソリンスタンド 等	・感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用休止

・感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

4 職場への出勤等事業者への要請

(特措法第24条第9項)

- ・ 職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ・ 職場等における感染防止のための取組(事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、職員寮等の集団生活の場での対策等)や、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動を徹底すること。
- ・ 職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること。
- ・ 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践すること。
- ・ 重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。

5 公共交通機関等への働きかけ

(特措法によらない働きかけ)

- ・ 地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等の協力を依頼
- ・ 事業者に対して、屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯等の協力を依頼

(参考) 緊急事態措置に関する府民、事業者からの問合せ対応

【問合せ先】京都府新型コロナウイルス ガイドライン等コールセンター

【電話番号】075-414-5907

【開設時間】緊急事態措置期間中は、平日・休日 午前9時～午後5時

大学・高等学校・中学校等への要請

別紙1

大学等への要請

(特措法第24条第9項)

- ・ 大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑えること。
- ・ 大学ガイドラインの遵守を徹底すること。特に課外（クラブ・サークル）活動における許可制の導入や他府県への遠征は中止又は延期するなど、感染防止対策に留意すること。なお、中止又は延期できない場合には、主催者による十分な感染対策が講じられていることを確認の上、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認すること。
- ・ 京都府が国と協力して実施する府内大学における新型コロナウイルスマニタリング検査等に協力すること。
- ・ 大学等の授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること。（「きょうとマナー」の厳守）
- ・ 学生寮における感染防止対策を徹底すること。
- ・ 学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底すること。
 - ・ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ・ クラブ・サークル等のコンパ
 - ・ 大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊
 - ・ 食事中も含めた、マスクを外しての会話

中学校・高等学校等への要請

(特措法第24条第9項)

- ・ 高等学校等において、各学校の通学実態を踏まえて、公共交通機関が混雑する時間を避けるための時差登校等、通学時の密を避けるための対策を行うこと。
- ・ 中学、高等学校におけるクラブ活動については、原則、自校生で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底すること。
- ・ 上位大会（全国大会、近畿大会等）につながり、かつ、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加すること。

府民利用に供する府立施設等

施設名称	所在地
京都府庁 旧本館	京都市
京都府庁 NPOパートナーシップセンター	京都市
京都府外国人住民総合相談窓口	京都市
京てらす(京都府庁第2号館屋上緑化施設及び太陽光発電施設)	京都市
府立植物園	京都市
鴨川公園	京都市
嵐山東公園	京都市
伏見港公園	京都市
羽束師運動広場	京都市
久我西多目的広場	京都市
桂川運動公園	京都市
島津アリーナ京都(府立体育館)	京都市
京都テルサ	京都市
京都パルスプラザ	京都市
京都経済センター	京都市
京の食文化ミュージアム・あじわい館	京都市
京都学・歴彩館	京都市
堂本印象美術館	京都市
京都文化博物館	京都市
陶板名画の庭	京都市
文化芸術会館	京都市
府民ホール(アルティ)	京都市
art space co-jin(アートスペース・コーボン)	京都市
京都府立総合社会福祉社会館(ハートピア京都)	京都市
視力障害者福祉センター	京都市
ぶらり嵐山	京都市
ハートプラザKYOTO三条	京都市
京都動物愛護センター	京都市
ゼミナールハウス	京都市

施設名称	所在地
中丹勤労者福祉会館	福知山市
京都舞鶴港うみとびら	舞鶴市
中丹文化会館	綾部市
山城総合運動公園	宇治市
城南勤労者福祉会館	宇治市
京都府立青少年海洋センター	宮津市
府立丹後郷土資料館	宮津市
府立丹後海と星の見える丘公園	宮津市
サンガスタジアム by KYOCERA	亀岡市
サンアビリティーズ城陽(京都府立心身障害者福祉センタースポーツ館)	城陽市
木津川運動公園	城陽市
木津川河川敷運動広場	京都市
洛西浄化センター公園	長岡京市
長岡京記念文化会館	長岡京市
丹後王国「食のみやこ」	京丹後市
淀高原牧場「ふれあい広場」	京丹後市
丹後文化会館	京丹後市
丹後勤労者福祉会館	京丹後市
STIHLの森京都(府民の森)	南丹市
府立るり渓少年自然の家	南丹市
京都丹波高原国定公園ビジターセンター	南丹市
口丹波勤労者福祉会館	南丹市
府立山城郷土資料館	木津川市
府民スポーツ広場	久御山町
山城勤労者福祉会館	井手町
けいはんなホール	精華町
けいはんな記念公園	精華町
丹波自然運動公園	京丹波町

資料3

保育所・学校等での感染拡大防止対策

保育所・学校等での感染拡大防止対策

保育所・学校等での感染拡大を防止するため、陽性者が発生した施設における検査を速やかに実施するとともに、保育所・幼稚園等が行う感染予防対策に要する経費への支援を実施する。

1 感染拡大地域における保育所・学校等での検査の迅速化

陽性者が発生した保育所・学校等に対する疫学調査及び接触者等への検査を迅速に行することで当該施設でのクラスターの発生を防止

<感染拡大地域における対策>

- ・保健所と市町村・保育所・学校等が連携して接触者を特定
- ↓
- ・唾液検体採取キットを保育所・学校等に配布し、職員・児童を対象とした検査を実施

2 保育所等が行う感染予防対策への支援を実施

保育所・幼稚園等が行う施設の消毒や職員のPCR検査、感染防止用の備品購入等に必要な経費を補助

- ・1施設当たり10～20万円の経費を補助

資料4

新型コロナワクチン接種の推進について

希望する方への接種を進めるための取組

1 京都府ワクチン接種会場の延長・追加

(1) 接種対象を40歳以上から16歳以上に拡大

(2) 京都駅前会場を11月末頃まで延長

- ・開催日：10月上旬～11月末頃 土・日曜日を除く
- ・接種人数：200人／日程度

(3) 接種会場の追加

- ・開催日：10月上旬～11月末頃 土・日曜日
- ・設置場所：京都市内2箇所、南部1箇所で調整中
- ・接種人数：3箇所で計1,000～1,500人／日程度

2 大学受験生の接種の優先予約

- ・10月上旬の土・日曜日に大学受験生用の枠を設定
- ・専用コールセンターを設置し、予約受付
- ・市町村に対し、大学受験生が確実に接種できる体制の整備を依頼

3 市町村間のワクチン融通

- ・各圏域ごとに市町村間のワクチン融通拠点を設置、府が配達

3教総第502号
令和3年8月26日

各府立学校長様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について
(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国的に急増しており、府立学校生徒の感染者数についても8月に入り爆発的に急増している状況にあります。

最近の特徴として、感染経路が不明な事例が増えるとともに、部活動における生徒間の感染事例も発生しています。

については、8月30日（月）以降、多くの府立学校で2学期が始まるなどを踏まえ、9月12日（日）までの期間、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学及び校時の設定について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、通学時や校内での密を避けたり、校内の滞在時間を減らしたりするため、時差登校や短縮授業、半日授業などの対策を行うこと。

- (例)・公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように、授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。
- ・登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、学年別の時差登校等の工夫を行う。
- ・校内での密を避けるため、学年別に滞在時間帯をずらすなどの工夫を行う。
- ・校内での滞在時間を減らすため、午前又は午後ののみの授業とする日を設ける。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 授業（教科・科目、総合的な探究の時間、総合的な学習の時間、自立活動）のみ実施することとし、それ以外の活動（文化祭、体育祭やクラブ活動などの特別活動、部活動、補習、学校説明会、PTA活動等）は行わないこと。ただし、次の活動及び指導は、感染防止対策を徹底した上で実施を可とする。

- ア 始業式（放送や配信等の工夫を行うこと）
- イ ロングホームルーム及びショートホームルーム
- ウ 卒業年次生の進路に係る説明会や個別指導、追認考查に係る指導等、この期間に

行うことがやむを得ないと判断できる指導

エ 緊急を要する指導

オ 部活動のうち以下に該当する活動

(ア) 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会等への参加

(イ) 上記大会に参加する生徒の大会初日の4週間前からの活動（校内での2時間以内の活動に限る）

(2) 「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6(2021.5.28一部修正)以下「衛生管理マニュアル」という。）」P54）は行わないこと。

(3) 学校外の者が参加して行われる授業（発表会、公開授業、交流授業等）は実施しないこと。ただし、外部講師による授業は実施を可とする。

(4) 校外での教育活動は実施しないこと。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(5) 宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。

なお、臨時休業の範囲や条件については、別途通知する。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- （例）・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
・授業内容の解説動画を作成し配信する。
・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

（1）感染症対策の一層の強化

ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、**基本的な感染症対策を徹底する**よう指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

ウ **不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動する**よう指導すること。

エ **児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底する**こと。**同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。**この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の

措置をとることとなる。

オ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいした上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。特に、本年度入学生への連絡手段について、改めて確認しておくこと。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア 各自治体において12歳以上の児童生徒への接種券の配付が始まっていることから、ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要であること。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きたことのないよう指導すること。

6 特別支援学校独自に必要となる対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

延期又は中止とすること。ただし、高等部卒業年次生の就労に関わる実習については、実施時期や方法等を検討の上、実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舎

寄宿舎での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等はできる限り避けること。